

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係
省令の整備等に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年1月21日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案について、令和7年10月17日（金）から同年11月15日（土）まで御意見を募集したところ、13件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、意見募集時の概要における「2. 改正の概要」中、（1）⑧の特定危険有害化学物質等に係る規定は省令では定めず、別途公示予定の「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」において、当該物質を代替化学名等で通知する場合には、当該指針に準じて取り組むよう努めることを規定することとしましたので、公表いたします。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>【リスクアセスメント対象物の公表について】</p> <p>本件の指定にあたり、厚労省もしくは NITE など秘匿可能な物質のリストといったものが公表されるのでしょうか？リストが公表される場合、秘匿してよい物質を一覧化すると SDS 上での秘匿物質が何であるかを特定しやすくなることを危惧します。秘匿可能なものを秘匿したにもかかわらず他社が解析できてしまうと意味がないため、秘匿した場合に他社が解析しづらくなるように制度上側からも工夫をお願いいたします。</p> <p>秘匿可能な対象物質が何であるかは別途告示等されるものと思いますが、NITE が公表する GHS 分類に基づくものになると理解しております。将来的に、NITE による GHS 分類の公表および変更、修正をもって、即座に秘匿不可になるといったことのないようご配慮をお願いします。(特に変更・修正の場合は公開年度が変わらないので即日適用になるのではないかと危惧しています。)</p>	<p>別途告示予定の「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」(以下「告示」という。)で規定された要件(法令の規制による要件や国による GHS 分類結果に基づく要件等)を満たす物質のリストについては、HP 等で公表することを検討しています。</p> <p>なお、代替化学名等の設定に当たっては、当該代替化学名に該当する構造を有する代替化学名等対象物質の種類が少ない等の理由により、化学物質の当該成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、当該成分について、「人体に対する作用」を通知することによって、法令の規定による通知に代えることができることとしており、これらにより御懸念の点が解消できるよう措置しています。</p> <p>なお、国による GHS 分類に基づく要件については、告示において令和 7 年 3 月 31 日までに分類されたものと定めることとしております。今後、新たに国による GHS 分類が公表された場合には、告示を改正することにより、対象となる GHS 分類結果を変更することとしておりますが、その適用日については、SDS 変更等の準備に要する期間等も考慮し、検討することとします。</p>

<p>2</p>	<p>【代替化学名等を設定した通知対象物の医師への開示について】</p> <p>法第57条の2第5項に「医師の求めに応じて通知対象物の成分の情報を医師に開示しなければならない」と規定されています。秘密情報である成分の情報を開示するにあたっては、事業者としましては慎重にならざるを得ず、開示を求めている者が医師であることを確認したいと考えております。開示を求めている者が医師であることを確認する方法についてご教示いただけますと幸いです。また、開示を求めている者が医師であることを確認できない場合は、成分の情報開示の義務はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>緊急事態における開示については、人命に関わる事態における医師による迅速な診断・治療のために必要であるという趣旨から、書面等による守秘義務契約を要せず、直ちに開示を行うことが義務付けられています。開示を求めている者が医師であるかの確認方法については、各企業において判断されるものですが、一例として、公開されている代表電話等にかけて直しを行い、所属、氏名、資格の有無等を確認する方法があると考えられます。</p> <p>また、法令上は、通知対象物に健康障害が生じ又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療のために必要があるとして、医師から開示の求めがあった場合に、開示しない場合には法令違反となります。</p> <p>なお、医師であることが確認できないとして法令の開示を行わない場合の法令違反の判断に当たっては、事実関係等から個別具体的に判断されますが、一般的に、人命に関わる事態における医師による迅速な診断・治療のために必要な情報開示という趣旨に照らし、開示請求を受けた事業者側で、開示請求者が医師であるかどうか、迅速かつ必要な確認を行うことが求められると考えられます。</p> <p>緊急事態以外の場合は、書面等により開示を求められることから、その際、医師免許証の写し等により、医師であることは確認できると考えられます。</p>
----------	---	--

<p>3</p>	<p>【代替化学名等を設定した通知対象物の医師への開示について】</p> <p>製品に配合している原料において、サプライヤーが代替名を使用した場合、医療機関にはどのように伝えるのでしょうか？サプライヤーの連絡先を伝え、取引情報の開示に繋がりにくいので運用等は十分配慮して頂きたい。</p> <p>また、混合物製品において複数成分（購入原料）に代替名称が使用される場合、個々成分への問合せ先が集約されておらず、医療機関による調査に時間を要することが想定される。代替名称の使用においては、行政による承認制とし、行政が発行する管理番号をSDSに記載することで、医療機関が速やかに情報入手できるような仕組みが合理的だと思います。</p>	<p>代替化学名等を設定された成分を含む化学物質の譲渡又は提供を受けた者が、第三者に更に譲渡又は提供する場合において、SDS等に記載する緊急連絡先に関しては、一般的に下記の2パターンが想定されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該代替化学名等を設定した譲渡者等から通知された代替化学名等をそのままSDSに記載し、第三者に譲渡する場合：当該代替化学名等を設定した譲渡者等から通知された緊急連絡先をそのまま記載 2. 当該代替化学名等を設定した譲渡者等と守秘義務契約等を締結し、新たに代替化学名等を設定した場合：新たに代替化学名等を設定した譲渡者等の緊急連絡先を記載 <p>これらのパターン以外を含めて、緊急連絡先をどのように設定するかについては、事業者の判断に委ねられますが、いずれにしても、医師からの照会に対し、緊急事態であれば直ちに、それ以外の場合にも速やかに情報を開示することが代替名を設定した事業者には義務付けられます。</p> <p>また、代替化学名等が複数記載された場合の問い合わせについては、SDS等でそれぞれの代替化学名等に対応する緊急連絡先を明確にすることにより、適切な情報開示が可能と考えており、代替化学名の行政による承認制は考えておりません。</p> <p>なお、具体的なSDS等への記載方法については、通達やガイドライン等において示すこととしています。</p>
----------	--	--

4	<p>【代替化学名等を設定した通知対象物の医師への開示について】</p> <p>医療上の緊急事態時への対応のため代替化学名等により通知した成分の情報を速やかに開示するため関連SDSなどの有害性情報の24時間対応を外部委託により対応することも必要である。令和6年度「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめ中には第三者機関として日本中毒情報センターの名称がみられるがその他にもこうした24時間対応を行う事業者等に関する情報を収集し提供して頂きたい。</p>	<p>代替化学名等を設定して成分名等を通ずる場合には、SDS等に当該化学物質の成分名を直ちに回答が可能な緊急連絡先を記載する必要があり、この緊急時対応については外部機関等に委託することが可能です。</p> <p>なお、「令和6年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」では、SDS等の通知事項「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急処置」に、医師が治療方針を決定する際の問い合わせ先として、日本中毒情報センターの連絡先を記載することが望ましいとされたものですが、緊急時の開示についても24時間対応できることを把握しております。それ以外の24時間対応できる機関についての情報は把握していません。</p>
5	<p>【機械等貸与者について】</p> <p>機械等貸与者の改正にフォークリフトなどが追加されるとのことだが、構内請負にフォークリフトを貸与して使用させるケースも対象になるということか？</p> <p>第33条3項の機械操作者に対するルール順守について、請負者はあくまで別会社であるためルールの強制はできない認識であるが、今回の改正で強制力を伴うものになるのか？</p>	<p>ご照会の「構内請負にフォークリフトを貸与して使用させるケース」について、元方事業者が相当の対価を得て業として貸与している場合のみ、本条の対象となります。</p> <p>法第33条第3項は機械等貸与者から貸与を受けた機械等を操作する者の措置義務を規定したものであり、機械等を貸与する側に何らかの義務を課しているものではありません。</p>
6	<p>【機械等貸与者の講ずべき措置について】</p> <p>事業を行う者に貸与している場合に、機械等貸与者の講ずべき措置について注意深くご確認をお願い致します。</p>	<p>機械等貸与者が講ずべき措置が徹底されるよう、周知・指導に努めてまいります。なお、貸与後の機械等の使用に係る対策は、貸与を受けた事業を行う者において実施すべきものであるため、機械等貸与者に対し、貸与後の機械の使用禁止等の措置を義務</p>

	<p>特に最近、メガソーラー事業による工事停止事案が、釧路や鴨川でございます。工事停止事案での講ずべき措置が行われていない場合、貸与者に車両系建設機械を使用停止する措置を検討していただけますよう、お願いいたします。</p> <p>例えば、懸念点として以下を挙げます。</p> <p>(1) 提出された運転技能講習の修了証が本物か 修了証をコピーしたものを提出することが多いです。 顔写真や名前等を画像処理ソフトで代えて、偽造することが可能です。</p> <p>(2) 使用前点検、定期自主検査が行われているか 点検表のマス目に、ただレ点だけを書かれていないか</p>	<p>付けることは困難であると考えています。</p> <p>具体的に言及いただいた点について、技能講習修了証の偽造は、犯罪であるため、労働基準監督署において当該事案を把握した場合には厳正に対処しているところです。</p> <p>また、作業開始前点検（使用前点検）や定期自主検査が適切に実施されるよう、周知・指導に努めてまいります。</p>
7	<p>【施行までの猶予期間について】</p> <p>本件および案件番号 495250245, 495250238 の代替化学名に関する公布日／公示日が令和7年12月予定となっておりますが、対象となる物質の施行が令和8年4月1日であり、約3カ月しか対応期間がありません。施行日以降は成分の SDS 記載が義務で、SDS 記載すると公知となり代替化学名の使用ができなくなります。令和8年4月1日施行の追加対象物質について、法57条の2による SDS 通知に関して、猶予期限1年を設けることが妥当であると考えます。</p>	<p>令和8年4月1日施行のリスクアセスメント対象物の追加については、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）等で示されたスケジュールに沿って、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号）及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第108号）により令和5年8月30日に既に公布されています。</p> <p>また、代替化学名の設定方法については、「化学物質管理に係る専門家検討会中間とりまとめ」（令和6年8月30日公表）で示されたほか、第179回労働安全衛生分科会</p>

		<p>(令和7年11月25日)で示されています。これらを踏まえると、令和8年4月1日にリスクアセスメント対象物となる物質についての代替化学名の設定については、十分な準備期間があったと考えており、現状の施行日で問題ないと考えています。</p>
8	<p>【指針等の公表について】 指針等の公表について、インターネットの利用その他の適切な方法による公示の一環として、引き続き官報にも掲載して公示して欲しい。 また、「その他の適切な方法」とはどのような方法を意味しているのでしょうか？ インターネットで指針等を公表する場合、その時点における正のファイルがわかるようにしていただき、間違えてUPしてしまったファイルを差し替えた場合も含めて、変更・修正履歴を必ずわかりやすいところに抜け漏れなく必ず記載していただきたいと思えます。</p>	<p>指針等の公表については、広く国民に周知するため、その手段及び内容を時代の変化等に応じて絶えず見直す必要があるところ、昨今のインターネット等の情報通信技術の発展を踏まえ、厚生労働省ホームページ等のインターネットを利用して一覧性を持たせるなど、わかりやすく周知することが可能となっていることを踏まえ、本改正を実施しています。このため、指針等の公表の際に、全て官報への公示を行うことは想定しておりませんが、厚生労働省ホームページ等のインターネットを利用する等、分かりやすい周知に努めてまいります。 「その他の適切な方法」については、現時点では具体的な方法は想定していませんが、インターネットの利用と同様に、広く国民に周知することができる方法を想定しています。</p>
9	<p>【概要について】 意見募集ページの「命令などの案」には「概要」があるが、規定や新設する項目のみの記載で、その内容について書かれていないので、内容についてコメントできません。内容を提示して、それについての意見を募集すべき</p>	<p>概要では、本省令案で規定する予定の内容について記載を行っており、省令案の内容に当たるものと考えおり、行政手続法第39条違反にはならないと考えております。</p>

	<p>であると考えます。行政手続法 第 39 条で規定されている「当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、」に違反にはならないのでしょうか。</p>	
10	<p>【特定危険有害化学物質に関する準用について】</p> <p>通知対象物に加えて特定危険有害化学物質についても、⑤～⑦に準ずる規定を新設するとしているがその趣旨は何か。通知対象物について義務であるところ特定危険有害化学物質については努力義務とすることを法的に根拠付けるためとの理解で良いか。</p>	<p>労働安全衛生規則第 24 条の 15 において、特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、当該物質に係る危険有害性情報の通知に努めることとされているため、当該物質に代替化学名等を設定する場合は、本省令案に規定する事項と同じ措置を講ずるように努めるべきであるから、「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」において、当該物質を代替化学名等で通知する場合には、当該指針に準じて取り組むよう努めることを規定することとしました。</p>

※上記のほか、5 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。